

補装具・日常生活用具の給付制度について

2023.5現在

等級	眼の状態		補装具給付	日常生活用具給付		
	視力	視野	等級関係なし	A (等級関係なし)	B (2級以上限定)	C (対象自治体が稀少)
1級	・ 良い方の眼の視力が0.01以下	視野計により、中心視野・周辺視野を測定した結果に基づく (両眼による視野が1/2欠損の場合およそ5級相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者安全つえ（白杖） ・眼鏡類 矯正眼鏡 弱視眼鏡 遮光眼鏡 コンタクトレンズ ・義眼 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大読書器 (音声拡大読書器含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者用ポータブルレコーダー (デジ書再生機) ・視覚障害者用時計(音声/触知) ・音声式体重計 ・音声式体温計 ・電磁調理器 ・点字器 ・点字タイプライター ・情報通信支援用具(PCソフト) ・活字文書読み上げ装置 他 <p>※視覚障害者世帯などの条件がつく場合あり</p> <p>※学齢児以上などの条件がつく場合あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ディスプレイ ・地デジ放送対応ラジオ ・音声ICタグレコーダー ・音声血圧計 ・電子式歩行補助具 ・音声キッチンスケール <p>※対象品目は年度ごとに変わる自治体が多い。</p>
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い方の眼の視力0.02以上0.03以下 ・ 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下 					
3級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い方の眼の視力が0.04以上かつ0.07以下 ・ 良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下 					
4級	・ 良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下					
5級	・ 良い方の眼の視力が0.2かつ他の眼の視力が0.02以下					
6級	・ 良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他の眼の視力が0.02以下					
<p>○自治体によって異なります 対象品目や給付条件、給付限度額、耐用年数などが自治体(市町村)によって異なります。役所の福祉課へお問い合わせください。</p> <p>○給付限度額と自己負担 各対象品目ごとに給付限度額が決まっています。それを超える分は自己負担となります。また、給付限度額内でも一部自己負担が発生する場合があります。</p> <p>○耐用年数 対象品目ごとに耐用年数が決まっており、一度給付を受けると一定期間は再申請ができません。(拡大読書器は8年間など)</p>				<p>選択のポイント</p> <p>○種類がたくさんあります 各対象品目の中でも種類がたくさんあります。よく比較して、自分にあったものを選びましょう。</p> <p>○新製品が登場します 用具や機器はどんどん新製品が登場します。「あまり必要性を感じないけど補助してもらえらるから」という理由で購入すると、耐用年数が経過する前にすぐいい製品が発売されたりします。本当に自分に必要か、十分検討して購入しましょう。</p>		

見積もり・購入のご相談、お問い合わせはこちらまで

日本ライトハウス 情報文化センター サービス部

電話 06-6441-0039 E-mail enjoy@lighthouse.or.jp

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-13-2 (大阪メトロ四つ橋線 肥後橋駅 2号出口横)